

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																	
仙台医療福祉専門学校		昭和56年3月31日		工藤 広一		〒 980-0021 (住所) 宮城県仙台市青葉区中央四丁目7番20号 (電話) 022-217-8877																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																	
学校法人北杜学園		昭和56年3月31日		鈴木 一樹		〒 980-0021 (住所) 宮城県仙台市青葉区中央四丁目7番20号 (電話) 022-217-8877																	
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																
商業実務	商業実務専門課程		医療事務総合学科		令和 4(2022)年度	-	令和 3(2021)年度																
学科の目的		学校教育法に基づき、職業人として必要な能力の育成を基本とし、商業実務関係の分野において活躍するための技能と教養を教授し、地域社会に貢献する人材を育成する。																					
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		1年次に医療事務などの基礎を学び、2年次には自分の適性や将来を見据えた4つのコースから2つを選び、学習していく。クラスだけでなくコースごとの授業があるので、さまざまな方と交流があり、視野が広がることもこの学科の魅力である。また、病院実習が1年次と2年次の2回あり、医療現場をより実践的に学べることも本学科の特色である。 医療秘書技能検定試験、医師事務作業補助技能認定試験、医事コンピュータ技能検定試験、電子カルテ実技検定試験、Excel®表計算処理技能認定試験が取得可能な資格・検定である。																					
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技															
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		1,700 単位時間	1,365 単位時間	450 単位時間	400 単位時間	0 単位時間	15 単位時間														
				単位	単位	単位	単位	単位	単位														
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率																	
140 人	85 人		0 人		0 %	0 %																	
就職等の状況	■卒業者数(G) : 43 人																						
	■就職希望者数(D) : 40 人																						
	■就職者数(E) : 40 人																						
	■地元就職者数(F) 25 人																						
	■就職率(E/D) 100 %																						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) 63 %																						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) 93 %																						
	■進学者数 0 人																						
	■その他																						
	(令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)																						
■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 病院医院・歯科医院・調剤薬局・医療関連企業																							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価： 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体： 受審年月： 評価結果を掲載したホームページURL																						
当該学科のホームページURL	https://sif.ac.jp/course/hisho/																						
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A：単位時間による算定)																						
	<table><tr><td>総授業時数</td><td>1,700 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>200 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>200 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>200 単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr></table>								総授業時数	1,700 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	200 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	200 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	200 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間	
総授業時数	1,700 単位時間																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	200 単位時間																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																						
うち必修授業時数	200 単位時間																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	200 単位時間																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																						
	(B：単位数による算定)																						
	<table><tr><td>総単位数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち必修単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>単位</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>単位</td></tr></table>								総単位数	0 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位	
総単位数	0 単位																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																						
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																						
うち必修単位数	単位																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																						
教員の属性(専任教員について記入)	<table><tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>1 人</td></tr><tr><td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>2 人</td></tr><tr><td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>1 人</td></tr><tr><td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>計</td><td>4 人</td></tr><tr><td colspan="2">上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>4 人</td></tr></table>								① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	4 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		4 人
	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人																					
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人																					
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																					
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人																					
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																					
	計	4 人																					
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		4 人																					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

仙台医療福祉専門学校では、関係業界等のニーズを踏まえた実践的かつ専門的な人材育成を図ることを目的として、(1)業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員、(2)専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者、(3)実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員といった外部委員と、内部委員(教育課程の編成の責任者・専任教員)とから編成される、教育課程編成委員会を置く。教育課程編成委員会は、以下を踏まえた教育課程の編成に関する提言を行う。

①学生の就業先の業界における人材の専門性に関する動向

②国又は地域の産業振興の方向性

③実務に関する知識、技術、技能などの専門的事項

教育課程編成委員会の提言は、校長のリーダーシップのもと、教務運営委員会を通じて、授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫に活かすよう努めるものとする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、校長の諮問機関として以下の事項について審議し、提言を行う。

①授業科目の設定及び内容に関する事項

②カリキュラムの改善、充実に関する事項

③演習及び実習の内容に関する事項

④授業内容及び方法の改善、充実に関する事項

⑤演習及び実習の効果測定の評価基準に関する事項

⑥その他教育課程の編成に関する事項

校長は、教育課程編成委員会の議決及び提言を踏まえ、教務運営委員会を通じて、より実践的かつ専門的な教育課程の編成に努める。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
青山 美智子	仙台青葉学院短期大学 救急救命学科 教授	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	②
戸上 謙一	有限会社 ファーマシーすず 統括本部 統括部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③
福原 早苗	仙台医療福祉専門学校 学科長(委員長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
菅原 一昭	仙台医療福祉専門学校 主任	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
岡田 万紀	仙台医療福祉専門学校 主任	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
近藤 智美	仙台医療福祉専門学校 主任	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(11月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和 6年 11月 27日 15:30～16:30

第2回 令和 7年 2月 28日 15:30～16:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

学生の就業先の業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、実務に関する知識、技術、技能などの専門的事項について、委員の方々が有する知見に基づいた意見を聴取し、職業実践専門課程としてふさわしい授業科目の開設、または、授業内容・方法の改善・工夫等に活かしていく。

令和7年度に向けては、委員からの提言を活用し、昨年同様、P(計画)D(実行)C(評価)A(改善)を実践し、「自分で考え、行動する」主体性・積極性を身につけるよう取り組みを継続していく。PDCAの資料の見直しを行い、入学生、進級生アンケートを活用し、簡潔にわかりやすい内容で作成する。個人の課題を見つけ、課題達成方法を面談を通してアドバイスをしていく。将来的に医療分野で活躍する人材を目指すための目標設定と、達成度の確認を行う。「知っている」から「できる」ためには、実際に体験してみることも必要であるという委員からアドバイスをいただき、体験型の授業を多く取り入れるよう検討していく。また委員が担当しているボランティアの参加(全国大会のマラソンの給水係等)の募集を学生に促し、実際にボランティアに参加して達成感を学生に実感してほしいと考えている。今後も相手の気持ちに寄り添い、考え、行動できる人材の育成に努めたい。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学校の教育の方針「実学的思考の重視に立って、医療・福祉分野における専門知識や技術を身につけたスペシャリストの育成を目指す」に基づき、病院等の目指す専門分野で見学や実習を行い、専門職業人として必要な組織の理解と医療事務部門を中心とした業務を、実践的かつ専門的に学び、社会性のある医療従事者を目指す。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

年度始めに実習指導者打合せ会を開催し、実習の目的、実習指導要領、到達目標、実習評価等について共通理解を図る。

実習段階(内容)に合わせ、施設ごとの実習マニュアルのもと、実習指導者が指導する。

担当教員が週1回以上巡回し、実習の進捗状況や習得の状況を確認し、個別指導を行う。

実習指導者記載の評価所見・総評を基に、学生へ事後指導を実施し、学生は各自実習報告を作成、発表する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
病院実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	実際の現場での実習10日間を通して、これまで学んだことの確認と職業理解を深める。	宮城県内の病院、医院 20件
実務実習Ⅰ	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	自己分析を行い自分と向き合うことから始め、PC演習やビジネスマナーなどを通じて就職後の実務を想定した実習を行う。	株式会社 教育計画
病院実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	現場での実習15日間を通して、医療スタッフとして活躍するための力を身に付ける。	東北6県の病院、医院 40件

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

仙台医療福祉専門学校では、教員の更なる資質及び指導力の向上を図ることを目的として、「教員研修及び研究に関する規程」に基づき、計画的な研修を実施する。研修は以下の2つに大別される。

①学内研修 企業等から講師を招いた教員研修会や知識、技術、技能等を習得するための教材等の補助等、業務遂行上必要となる知識、技術、技能等を習得するために学内で実施する研修

②学外研修 職能団体、検定等を主催する協会等が開催する研修会及び研究会等への参加など、業務遂行上必要となる知識、技術、技能等を習得するために学外で実施する研修

これら研修を通じて、教職員は、必要な知識、技術の向上を図るとともに、新たな業務上の要請に応えるため自ら能力開発に努める。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	「情報Ⅰ」の力を総合的な探究で活用するには	連携企業等:	大阪教育大学
期間:	令和6年5月18日	対象:	学科教員
内容	今後入学してくる学生が、高校で履修してくる内容を知ることができた。「情報Ⅰ」が大学入試の際の受験科目に加わることで、高校での授業展開にも大きな変化があり、情報科目とそれ以外の科目との連携が重要となる。		
研修名:	2024年6月改正 診療報酬改定セミナー	連携企業等:	一般財団法人日本医療教育財団
期間:	令和6年5月10日～令和6年5月31日	対象:	学科教員
内容	医療費改正に伴い、行われるセミナー。厚労省の資料を転用し、改正のポイントの説明やカルテの症例を活用し、実際の点数算定や、解釈の変更点などの説明。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	中堅教職員の心構え	連携企業等:	宮城県専修学校各種学校連合会
期間:	令和6年12月4日	対象:	学科教員
内容	中堅教職員としての自己の役割。「学び方」は「学び」で決まるという内容で、学びの扉は素直に聞くことで開かれる。「でも・だって・だけど」の否定から入るのは情報をシャットアウトし、学びにはならない。良い姿勢や、表情、発する言葉が、その人の人格を高める。		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	宮城県レクリエーション協会理事会・総会	連携企業等:	宮城県レクリエーション協会
期間:	令和7年5月17日	対象:	学科教員
内容	レクリエーション運動の果たすべき使命として、心身の健康増進と生きがいの創造、次世代の育成及び世代交流の機会、交流を通じた暖かい地域社会の創造等があげられる。遊びを楽しく学び、今後のレクリエーション活動の推進を図っていく。一人でも多くの県民にレクリエーションの魅力を伝えていく活動を今後も継続していく。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	合理的配慮について学ぶ	連携企業等:	仙台青葉学院大学・短期大学
期間:	令和7年度8月29日～9月12日	対象:	学科教員
内容	「合理的配慮」が必要な学生に対しての対話が大切であること。そして申し出のあった学生に対して、学校としてどのようなサービスを提供できるかは学校側の判断となる。様々な事例を通して、どのような配慮が必要なのか、また障害手帳を持っている人だけではなく、継続的に日常生活に相当な制限を受けているすべての人が対象となる。		
研修名:	ハラスメント研修	連携企業等:	仙台大原簿記情報公務員専門学校
期間:	令和7年9月29日	対象:	学科教員
内容	昨今「ハラスメント」の問題がニュース等でも頻繁に取り沙汰されるようになったが、当学園も例外ではなく、場合によっては大きな問題になることも想定される。教職員のハラスメントに対する意識を高め、理解を深めることで環境の変化に対応した、ハラスメントの起きない、ハラスメントを起こさない職場環境の醸成に繋げる。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

自己点検の評価結果について、その客観性・透明性を高めること、学校と関係する方の理解促進や連携協力により、教育活動、学校運営に係るご助言等を行っていただき、これらの改善を図ろうとするものである。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1 理念・目的・育成人材像は定められているか(専門分野の特性が明確になっているか) 2 学校における職業教育の特色は何か 3 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか 4 理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか 5 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向付けられているか
(2) 学校運営	1 目的等に沿った運営方針が策定されているか 2 事業計画に沿った運営方針が策定されているか 3 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか 4 人事、給与に関する制度は整備されているか 5 教務・財務等の組織設備など意識決定システムは整備されているか 6 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか 7 教育活動に関する情報公開が適切になされているか 8 情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3) 教育活動	1 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか 2 教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか 3 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか 4 キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか 5 関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか 6 関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか 7 授業評価の実施・評価体制はあるか 8 職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか 9 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか 10 資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか 11 人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか 12 関連分野における業界との連携において優れた教員(本務・兼務含め)の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか 13 関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか 14 職員の能力開発のための研修等が行われているか

(4) 学修成果	1就職率の向上が図られているか 2資格取得率の向上が図られているか 3退学率の低減が図られているか 4卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか 5卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5) 学生支援	1進路・就職に関する支援体制は整備されているか 2学生相談に関する体制は整備されているか 3学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 4学生の健康管理を担う組織体制はあるか 5課外活動に対する支援体制は整備されているか 6学生の生活環境への支援は行われているか 7保護者と適切に連携しているか 8卒業生への支援体制はあるか 9社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 10高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
(6) 教育環境	1施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか 2学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか 3防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	1学生募集活動は、適正に行われているか 2学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか 3学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	1中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか 2予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか 3財務について会計監査が適正に行われているか 4財務情報公開の体制整備はできているか
(9) 法令等の遵守	1法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 2個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか 3自己評価の実施と問題点の改善に努めているか 4自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	1学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 2学生のボランティア活動を奨励、支援しているか 3地域に対する公開講座、教育訓練（公共職業訓練等）の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	1留学生の受入れについて戦略を持って国際交流を行っているか 2受入れにおいて適切な手続き等がとられているか 3学習成果が評価される取組を行っているか 4学内で適切な体制が整備されているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

企業等から参画した委員の意見は、学生により良い教育と環境を継続的に提供し、現場で求められる質の高い専門職業人の養成に直結するので、指摘のあった項目については、学科会、教務コンプライアンス委員会等で検討する材料としている。

今年度開催の委員会において、例年意見・提言を頂いていた非常勤講師に対しての授業アンケートを実施する。常勤職員のみで実施していたアンケートに非常勤講師も加わることにより、より効果的な授業アプローチが創造され、学生に対し充実した授業内容を提供することが期待される。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
戸上 謙一	有限会社 ファーマシーすず 統括本部 統括部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
菅澤 昌也	医療法人 松田会 介護保険部 部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員 卒業生
小泉 敦保	株式会社 バイタルケア 代表取締役社長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://sif.ac.jp/about/disclosure/>

公表時期: 令和7年6月

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

仙台医療福祉専門学校では、専修学校の社会的使命と公共性に鑑み、学校ホームページをはじめとして、広く周知を図ることができる方法によって、積極的な情報提供に努める。情報提供を通じて広く社会からのチェックと評価を受け、これをフィードバックして、教育活動その他学校運営の改善に活用する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標
(2) 各学科等の教育	授業風景紹介、取得資格・検定、卒業生進路
(3) 教職員	担当科目教員紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	実践的実習紹介、就職支援
(5) 様々な教育活動・教育環境	キャンパスカレンダー紹介
(6) 学生の生活支援	Q&A(入学編、学校編、学習編、就職編)、学生相談室
(7) 学生納付金・修学支援	学納金、各種奨学金、学費減免制度の紹介
(8) 学校の財務	学園の財務状況
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	留学生対象学科の紹介
(11) その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://sif.ac.jp/about/>

公表時期: 令和7年4月第1週

授業科目等の概要

(商業実務専門課程 医療事務総合学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			一般教養Ⅰ	演習・解説を通じ、人文科学・社会科学・自然科学に関する基礎力を高め、時事問題に対する関心を深める。	1通	30	2	○	△		○			○	
2	○			一般教養Ⅱ	演習・解説を通じ、人文科学・社会科学・自然科学に関する基礎力を高め、時事問題に対する関心を深める。	2通	30	2	○	△		○			○	
3	○			手話	手話による学習を通して、音声無しに目で情報を受け取る力を養い、また、それを活かした接客時の対応を学ぶ。	1後	30	2	○			○			○	
4	○			スポーツ	運動・身体活動を通して、運動・身体活動の必要性や集団活動での協調性、安全についての理解を深める。 また、集団活動から全体の規律・態度を学ぶ。	2後	15	1			○	○		○		
5	○			医療請求事務Ⅰ	外来、入院まで幅広い知識を習得し、医療従事者としての心構えを持つ。	1通	240	16	○			○		○		
6	○			医学基礎Ⅰ	体の構造と働きを学ぶ。	1通	60	4	○			○			○	
7	○			ビジネスマナー	秘書としての知識・技能を基本として学び、対策を行い検定取得に繋げていきます。 そして、より実務に即した応用力を身につけられるよう演習を通して学んでいきます。	1通	120	8	○			○			○	
8	○			医事コン演習	医事コンを利用して外来・入院のカルテ及び伝票入力からレセプト発行までの一連の操作を学ぶ。	1通	60	4		○		○		○		
9	○			パソコン演習Ⅰ	・パソコンの基本操作のための基礎知識と技能を身につける。 ・ワープロソフトMicrosoft Word、表計算ソフトMicrosoft Excelの基本的な機能と実務に必要な技能を習得しながら、目標検定、取得可能検定の検定対策を行う。	1通	120	8		○		○			○	
10	○			パソコン演習Ⅱ	全経文書処理能力検定2級対策（筆記・実技） サーティファイ 表計算処理技能認定試験2級の関数・編集機能の演習 サーティファイ 表計算処理技能認定試験2級対策（知識・実技）	2通	60	4		○		○		○		

11	○			医事コン・電子カルテ演習Ⅰ	医事コンを利用し、入院・外来カルテより患者登録、レセプト作成や発行までの一連の操作方法を学ぶ。また、電子カルテシステムの理解（SOAP形式、オーダーリング）と演習を行う。	2通	105	7		○		○		○				
12	○			医療請求事務Ⅱ	病院事務コース： 入院のレセプト作成、点数表の解釈、点数計算、講義と演習を繰り返す。 病院事務コース以外： 医療費の計算について各項目ごとに算定するルールを解説したうえで例題を計算させることを繰り返して知識と技能を定着させる。	2通	120	8	○	△		○		○	○			
13	○			患者接遇	・医療事務スタッフの役割と実務（患者接遇と事務業務の基本）を講義・演習を通して学ぶ。 ・医療請求事務で学んだ医療保障制度の知識を演習を通じて理解を深める。	2通	60	4	○	△		○		○				
14	○			医学基礎Ⅱ	1年次に学んだ医学基礎Ⅰを踏まえ、各系統の疾患・治療・検査等の学習をする。	2通	45	3	○			○			○			
15	○			情報リテラシーⅠ	情報処理の仕組み、コンピュータの構造、ソフトウェアについて解説し、過去問題で演習を繰り返し、検定本番での得点力を養成する。	1通	30	2	○			○		○				
16	○			情報リテラシーⅡ	情報処理の仕組み、コンピュータの構造、ネットワークの仕組み、情報の取り扱いと法の整備等を解説し、過去の問題で演習を繰り返し、検定本番での得点力を養成する。	2前	15	1	○			○		○				
17	○			医療関連法規	・医療法・健康保険法等の法規及び、医療保障制度の知識を講義通じて身につける（医療事務関連の各種検定の対策含む） ・各単元終了時に医療事務技能審査試験の学科問題（抜粋）実施	1前	30	2	○			○		○				
18	○			PC表現技術	PowerPoint 2021の基本操作とスライド作成によるプレゼンテーションファイルを作成する。 検定対策	1後	30	2		○		○				○		
19	○			ジブン・デザイン	自分自身の心と体のバランスを保ち、様々なメニューを体験し人間力を高める。	1通	30	2	○	△		○		○	○			

20	○		実習指導Ⅰ	・実習の目的を理解し、主体的に実習に臨むことができるよう、講義・演習を行う。 ・実習報告会での発表などを通じて職業人としての意識を高める。	1 後	15	1	○	△		○	○		
21	○		実習指導Ⅱ	・これまで学んできた医療事務や患者接遇に関する知識の再確認 ・「考えて行動する」をテーマに、実務能力を身につけるための事例研究・ロールプレイング	2 前	15	1	○	△		○	○		
22		○	医療請求事務ⅡA	医事コン2級、診療報酬請求事務能力認定試験 取得	2 通	90	6	○	△		○	○		
23		○	公費・労災・自賠責の基礎知識	様々な公費負担医療の給付、健康保険取扱いの場合との関連、労災保険、自賠責保険の概要を理解する。	2 通	60	4	○			○	○		
24		○	医師事務関連知識（診断書作成演習含む）	医師事務作業補助者としての研修に対応した内容にて知識・技術を身につける	2 通	90	6	○	△		○	○		
25		○	医師事務情報管理	・電子カルテシステムに関する知識及び、電子保存における各種法規、個人情報の保護についての講義 ・医師事務作業補助技能認定試験対策 ・ロールプレイング等の演習を通じたコミュニケーションスキルの習得	2 通	45	3	○	△		○	○		

[illegible]

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
【成績評価】 1. 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等総合的に勘案して行う。ただし、各教科目中、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目についての評価を受けることができない。 2. 試験は、定期試験、追試験、再試験とする。追試験は、受験資格のある者が試験当日やむを得ない理由で欠席した場合実施される。再試験は、科目の評価が合格点に達しない場合、本人の願出を受け、許可した場合に実施する。 3. 各科目の五段階評定は絶対評価とし、不合格のみを「1」とする。科目の五段階評定は次の基準による。5は100～85、4は84～70、3は69～50、2は49～40、1は39～0とする。 4. 総合評価は評定平均値を基準に次の五段階とする。Aは評定平均値5.0～4.0、Bは評定平均値3.9～3.5、Cは評定平均値3.4～3.0、Dは評定平均値2.9～2.5、Eは評定平均値2.4～1.0とする。 【課程修了の認定】 1. 上記、成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。 2. 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等総合的に勘案して行う。	1 学年の学期区分	2 期
各授業科目の授業計画（シラバス）に従い履修する。 履修方法： 履修認定は、各授業科目の授業時間数を履修し、成績評価において合格の判定を受けなければならない。	1 学期の授業期間	15 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。